

農地の転用(農業用施設等)届出書添付書類一覧

【規則第29条第1号・農業用施設等のための200㎡未満の農地転用】

■届出書1部(正本)に下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	取得先	提出部数	内容
土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る。)	法務局	原本1	交付後3か月以内のものを提出してください。
公図(字限図)	法務局	〃	交付後3か月以内のものを提出してください。
位置図	任意様式	〃	1/1,500～1/3,000程度の地図に対象地の位置を表示してください。(住宅地図で代用可)
見取図	任意様式	〃	公図のコピーに対象地及び対象地周辺の地番、地目、土地所有者、耕作者を表示してください。
建築物等の配置図	任意様式	〃	図面に進入路、用排水施設、利用計画を表示してください。
同意書(区長、農会長、水利代表)	指定様式	〃	対象地の区長、農会長及び水利代表者の同意書を提出してください。
同意書(隣接農地) ※該当者のみ	指定様式	〃	対象地に隣接する農地の所有者及び耕作者の同意書を提出してください。
農振除外証明書	市農政課	〃	対象地が農業用施設用地に区分されている場合は、用途区分の証明書を提出してください。
土地改良区の意見書 ※該当地区のみ	土地改良区	〃	東播土地改良区又は加古川西部土地改良区で取得できます。決済金が必要な場合があります。
関係法令確認シート	指定様式	〃	市関係課の協議状況を確認します。
委任状 ※該当者のみ	任意様式	〃	届出を行政書士に委任する場合に提出してください。
法人の登記事項証明書又は定款の写し ※法人の場合	—	〃	届出者が法人の場合に提出してください。(定款の写しは代表者で原本証明)

※上記のほか参考となるべき書類を求めることがあります。

【留意事項】

※抵当権、仮登記がある場合は、権利者の同意書(任意様式)が必要です。

※届出前の工事着工はできません。受理決定後の工事着工となります。

※受理決定は、届出書の受付日から約20日間の期間を要します。